

島根県報

第一、四六五号

平成十五年四月三十日

(水曜日)

目 次

規則	島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則	(農業経営課)	一
	島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則の一部を改正する規則	("	六
告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	六
	結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	七
	結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	("	七
	土地改良区連合の定款変更の認可	(農村整備課)	八
	県営土地改良事業計画の変更	("	八
	保安林の指定(三件)	(森林整備課)	八
	道路の位置の指定	(建築住宅課)	九
公告	狩猟免許の更新のための適正検査及び狩猟に関する講習会の開催	(森林整備課)	一〇
	開発行為に関する工事の完了(二件)	(都市計画課)	一一
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	("	一一
公安告示	指定講習機関の指定	("	一二

正誤

平成十五年四月十一日付け島根県報第一、四六〇号 (森林整備課) 一三

公布された条例等のあらまし

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則(規則第七〇号)

一 規則の概要

1 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書を知事に提出することとした。(第二十五条関係)

2 1のほか、授業料の減免に関する規定の整備(第二十三条・第二十七条関係)

3 その他規定の整理

二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七一号)

一 規則の概要

様式の整備をすることとした。(様式第二号・様式第四号関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七十号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則(昭和五十七年島根県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を削り、「(第三条・第二十三条)」を「(第二条・第二十五条)」に、「(第二十四条・第二十七条)」を「(第二十六条・第二十九条)」に、「(第二十八条)」を「(第三十条)」に改める。

第一条中「(第六条)」を「以下「条例」といふ。(第十条)」に改める。

第二条を削る。

第二章中第三条を削り、第四条を第一条とし、第五条から第二十条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(授業料の減免の区分及び金額)

第二十一条 条例第八条第一項及び第三項の規定に基づき授業料の減免の区分及び金額は、次の表のとおりとする。

減免区分	減 免 金 額
全額免除	条例の定めるところにより納入すべき額に相当する額
半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(減免の期間及び更新)

第二十二条 授業料の減免の期間は、一年以内とする。ただし、更新を妨げない。

第二十三条を次のように改める。

(減免の申請手続)

第二十三条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第八号)を校長を経由して知事に提出しなければならない。

第二十八条を第三十条とする。

第二十七条中「(様式第八号)」を「(様式第十一号)」に改め、第三章中同条を第二十九条とし、第二十四条から第二十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章中第二十三条の次に次の二条を加える。

(減免者の決定)

第二十四条 知事は、授業料減免申請書を提出した者が条例で定める減免事由に該当するときは、授業料の減免を決定し、授業料減免決定通知書(様式第九号)により校長を経由して本人に通知するものとする。

(減免の取消し)

第二十五条 知事は、授業料の減免を受けている者が、授業料の減免の期間中において、条例で定める減免事由に該当しなくなったときは、授業料の減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、授業料減免取消通知書(様式第十号)により本人に通知するものとする。

様式第一号中「(第9条)」を「(第7条)」に改める。

様式第二号中「(第1条)」を「(第9条)」に改め、「15」を削る。

様式第三号中「(第3条)」を「(第1条)」に改め、「15」を削る。

様式第四号中「(第6条)」を「(第4条)」に改め、「15」を削る。

様式第五号中「(第7条)」を「(第5条)」に改め、「15」を削る。

様式第六号中「(第8条)」を「(第6条)」に改め、「15」を削る。

様式第七号中「(第9条)」を「(第7条)」に改め、「15」を削る。

様式第八号中「(第27条)」を「(第29条)」に改め、「15」を削り、同様式を様式第十一号とし、様式第七号の次に次の三様式を加える。

様式第 8 号 (第23条関係)

授 業 料 減 免 申 請 書

ふりがな 氏名			課程	専攻
生年月日	年	月	日	1・2年次在学中
本人現住所				
保証人氏名				
保証人現住所				
家 族 の 状 況 (生計を一にする者)	続柄	氏名	就業・就学の状況(職種又は学校種別を記入のこと。)	
過去の減免状況	有 ・ 無			
減免を希望する理由				
<p>島根県立農業高等学校の授業料等の減免を受けたく(連署して)申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人氏名 印</p> <p>保証人氏名 印</p> <p>島根県知事 様</p>				
<p>上記の者は、授業料等減免対象者として適当と認め推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>島根県立農業高等学校長 印</p> <p>島根県知事 様</p>				

- (注) 1 この申請は、学生が未成年者である場合に限り保証人との連署とすること。
2 この申請を行う場合において、必要な書類を添付すること。

様式第9号 (第24条関係)

第 号
年 月 日

島根県立農業大学校
課程 様

島根県知事 印

授 業 料 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた島根県立農業大学校授業料の減免については、下記のとおり決定したので、島根県立農業大学校学則第24条の規定により通知します。

記

減 免 月 額	減 免 期 間	減 免 総 額
円	年 月 日 ~ 年 月 日	円

様式第10号 (第25条関係)

第 号
年 月 日

島根県立農業大学校
課程 様

島根県知事 印

授 業 料 減 免 取 消 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知した島根県立農業大学校授業料の減免については、下記
のとおり取り消したので、島根県立農業大学校学則第25条第 2 項の規定により通知します。

記

減免取消月額	減免取消期間	減免取消総額
円	年 月 日 ~ 年 月 日	円

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十一号

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則昭和五十九年島根県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

職 歴	を	職 歴	に改める。
賞 罰			

様式第四号中

従事した職務	期 間	試験研究機関等の名称	従事した職務の具体内容
農業 家政 生活 に関する試験研究	年 月から 年 月まで		
農業 家政 生活 に関する教育	年 月から 年 月まで		
農業 家政 生活 に関する技術につ いての普及活動	年 月から 年 月まで		

を

従事した職務	期 間	試験研究機関等の名称	従事した職務の具体内容
試験研究	年 月から 年 月まで		
教 育	年 月から 年 月まで		
普及指導	年 月から 年 月まで		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第四百三十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人昌林会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 昌寿苑	安来市安来町八九九・一番地	平成十五年四月一日

島根県告示第四百三十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の六第一項の規定により告示する。
平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
くすりのハウス21公園通り薬局	松江市浜乃木六丁目二・一	平成十四年十二月十九日
日星薬局松江店	松江市黒田町二七・一	平成十四年十二月二十七日
医療法人和岩佐歯科	平田市西平田町九二・一	平成十五年一月二十日
有限会社山藤薬局浜田支店	浜田市牛市町五三	平成十五年一月三十日
須山医院	松江市黒田町三〇・四	平成十五年二月一日
いわもと耳鼻咽喉科医院	松江市春日町一八八・一	平成十五年二月一日
小松クリニック	松江市黒田町三〇・四	平成十五年二月十五日
きさ内科皮膚科クリニック	平田市西平田町四〇〇五・一	平成十五年三月一日
今岡皮膚科クリニック	出雲市知井宮町一三七九・六	平成十五年三月一日
くまさん薬局	浜田市朝日町一四・一	平成十五年三月一日
ウェーブ中央薬局	浜田市殿町八三・二二三	平成十五年三月一日
有限会社たかはし薬局	出雲市今市町北本町一丁目三・一四	平成十五年三月三日

すみれ調剤薬局	松江市西津田一〇丁目一七・二〇・二二	平成十五年三月十二日
天川クリニック	邑智郡石見町大字矢上三八三三	平成十五年四月一日
くすりのファミリア江津薬局	江津市嘉久志町イ一四九四・五	平成十五年四月一日
あやめ薬局	鹿足郡六日市町大字六日市三七八・五	平成十五年四月一日
くらはし内科クリニック	松江市乃木福富町二八九・一	平成十五年四月十日
指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人和岩佐歯科	平田市平田町一四四五・一	平成十五年一月十九日
有限会社出雲生活センター薬局	出雲市今市町八七	平成十五年一月二十七日
今岡皮膚科クリニック	出雲市知井宮町一三七九・六	平成十五年二月二十八日
ウェーブ中央薬局	浜田市殿町八三・二二三	平成十五年二月二十八日
大隈順生堂医院	邑智郡石見町大字矢上三八三三	平成十五年三月三十一日

島根県告示第四百三十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。
平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、伯太川沿岸土地改良区連合の定款変更を平成十五年四月二十一日付けで認可した。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、揖屋地区を受益地域とする用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

揖屋地区用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

松江市役所及び東出雲町役場

島根県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林

の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

出雲市乙立町字天神広上へ五二四四の三、字畑ヶ廻五二四七から五二五〇まで、五二五一の一、五二五一の二、五二五一の三、字畑ヶ廻上へ五二五三、字松原五二四六、五二六二の一、五二六三の一、字松原下モモクノイゴ五二六四の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

(一) 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂字ツイヌケ一九一五

(二) 指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

(三)

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目字御崎谷九三二、九三三、九三七、字御崎谷北平九三三、字御崎谷奥九三四、字大上工奥九三八

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

一 保安林の所在場所

美濃郡美都町大字板井川一〇〇二の一、一七二二から一七二八まで、一七二〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

平田市西代町字落合三二七番三、同 地先

二 道路の幅員

六・〇メートル

三 道路の延長

九六・八一メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、金属鉢、地先境界ブロック及びコンクリート擁壁を設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十五年 四月二十二日 第一号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び平田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第一項及び第四項の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第五十九条において準用する施行規則第五十一条第二項の規定に基づき公告する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

一 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	三時間以上
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

三 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査

運動能力 歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

四 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
六月二〇日 (火)	午後一時三〇分	出雲市大津町一三三九 出雲合同庁舎	平田市、簸川郡
六月二一日 (水)	午後一時三〇分	出雲市大津町一三三九 出雲合同庁舎	出雲市
六月二六日 (月)	午後一時三〇分	大原郡木次町大字里方五三二の一 木次合同庁舎	仁多郡
六月二八日 (水)	午後一時三〇分	大原郡木次町大字里方五三二の一 木次合同庁舎	大東町、加茂町 木次町、三刀屋町
六月二九日 (木)	午前九時	益田市昭和町一三三の一 益田合同庁舎	益田市
六月二〇日 (金)	午後一時三〇分	大原郡木次町大字里方五三二の一 木次合同庁舎	吉田村、掛合町 頓原町、赤来町
六月二四日 (火)	午後一時	益田市昭和町一三三の一 益田合同庁舎	津和野町、六日市町(蔵木地区)
六月二五日 (水)	午後一時	益田市昭和町一三三の一 益田合同庁舎	日原町、六日市町(六日市地区)
六月二六日 (木)	午後一時	益田市昭和町一三三の一 益田合同庁舎	柿木村、六日市町(朝倉・七日市地区)
六月二七日 (金)	午前九時	益田市昭和町一三三の一 益田合同庁舎	益田市
六月二七日 (金)	午後一時	益田市昭和町一三三の一 益田合同庁舎	美都町、匹見町

七月一日 (火)	午後二時	安来市安来町八七九 安来商工会議所	安来市
七月一日 (火)	午後一時三〇分	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	浜田市
七月二日 (水)	午後一時三〇分	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	浜田市、三隅町
七月四日 (金)	午前九時	松江市東津田町一七四二の一 松江合同庁舎	松江市
七月八日 (火)	午後二時	安来市安来町八七九 安来商工会議所	能義郡
七月八日 (火)	午後一時三〇分	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	江津市
七月九日 (水)	午後一時三〇分	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	金城町
七月二〇日 (木)	午前九時	松江市東津田町一七四二の一 松江合同庁舎	八束郡
七月二〇日 (木)	午後一時三〇分	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	旭町、弥栄村
七月三日 (水)	午前九時	隠岐郡西郷町西町吉田二の二 隠岐島文化会館	隠岐郡
七月二八日 (月)	午前九時	邑智郡川本町川本二七九 川本合同庁舎	川本町
七月二九日 (火)	午前九時	邑智郡川本町川本二七九 川本合同庁舎	邑智町
七月三〇日 (水)	午前九時	邑智郡川本町川本二七九 川本合同庁舎	大和村、羽須美村、瑞穂町

五 狩猟免許更新申請方法等

1 狩猟免許更新申請手続き

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前六ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)一枚を添えて申請すること。

また、施行規則第四十八条第二項第一号に該当する者(鉄砲の所持許可を現に受けていない者)にあつては、医師の診断書を添付すること。

2 狩猟免許更新手数料

二千九百円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。)

3 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁林業課及び各農林振興センター林業課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の十日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

4 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁林業課及び各農林振興センター林業課に申請すること。

七月二日 (木)	午前九時	邑智郡川本町川本二七九 川本合同庁舎	石見町、桜江町
八月一日 (金)	午後一時三〇分	大田市長久町長久八七の一 大田集合庁舎	大田市、邇摩郡
八月四日 (月)	午後一時三〇分	大田市長久町長久八七の一 大田集合庁舎	大田市、邇摩郡
九月五日 (金)	午前九時	松江市東津田町一七四二の一 松江合同庁舎	県下全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第五号）第三十六條第三項の規定により公告する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

八束郡玉湯町大字湯町一三六四 外二筆

面積 五二八平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字湯町二二七六

岸野芳伴

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第五号）第三十六條第三項の規定により公告する。

平成十五年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

大田市長久町長久字牛飼八五六・一 外三筆

面積五九八三・二三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市長久町長久口一六五番地一四

石見銀山農業協同組合

代表理事組合長 廣山勝秀

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 4月30日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章
島根県公安委員会規則第8号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署神門駐在所の項所管区の区域の欄中「平成町」の次に「、西新町（1丁目、2丁目、3丁目）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年 4月30日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 松江城北自動車教習所

住所 島根県松江市春日町698番地

代表者の氏名 安達喜吉

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

事務所の名称 松江城北自動車教習所

事務所の所在地 島根県松江市春日町698番地

3 特定講習の種類 取消処分者講習

4 指定を行った年月日 平成15年 4月25日

訂正する。
平成十五年四月十一日付け島根県報第一、四六〇号中に誤りがあつたので、次のように

正

誤

三	ページ		
上	段		
終りから七	行		
土砂の流出の防止	誤		
土砂の流出の防備	正		

平成十五年四月三十日印刷
平成十五年四月三十日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江学
園南
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行